

中央労働基準協会支部 講習会開催予定〔令和4年11月～令和5年3月〕

令和4年10月17日現在

講習名	月 日	受講費(円) (受講料+テキスト代+税込)	11月	12月	令和5年 1月	2月	3月
技能講習 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習		23,210	満席				22～24日
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習		15,180		満席		21・22日	
石綿作業主任者技能講習		15,180	満席		満席		9・10日
教特別 第2種酸素欠乏危険作業特別教育		9,810				27日	
法定講習等 安全衛生推進者養成講習		14,630				9・10日	
衛生推進者養成講習		9,900	18日		16日		2日
安全管理者選任時研修		(会員)10,500 (非会員)12,500	7・8日		24・25日		6・7日
リスクアセスメント担当者研修		(会員)10,500 (非会員)12,500				7日	
受験準備講習 衛生管理者試験受験準備講習	第1種3日	(会員)19,000 (非会員)22,000		7～9日		15～17日	
	第2種2日	(会員)16,140 (非会員)19,140		7・8日		15・16日	
	特例第1種1日	(会員)9,400 (非会員)10,400		9日		17日	
その他講習 新たに選任された衛生管理者のためのセミナー(日程未定)		無料 【しおり代、715円】					
初級衛生管理者実務講座(未定)		(会員)4,320 (非会員)6,320					
人事労務講習等 年金講座【2回セット】		(会員)7,650 (非会員)10,650		5日 12日			
実務講座【担当者・中級者向け】 労働基準法等実務講座【2回セット】		(会員)8,200 (非会員)11,200	15日 22日				
女性関連セミナー(未定)		無料					

※講習等の日程及び内容に関しましては、変更になる場合がございますので、ご了承ください。(その他安全衛生・人事労務講習等は、一部【案】を含みます。)
 ※講習会場は、原則、中労協ビル4階ホールです。
 ※受講料、テキスト代は消費税を含んだ金額となっております。テキスト代は改訂により変更となる場合があります。
 ※会員とは、東基連本部・支部(中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部)会員をいいます。

「労働保険相談チャット」ご利用案内

厚生労働省では、労働保険制度の質問に自動で応答する「労働保険相談チャット」を公開しています。
 労働保険制度について質問したいことを、メニューから選択するか文字で自由に入力していただくとプログラムが自動応答します。**土日、夜間でもご利用いただけます。**(メンテナンス時間を除く)

『労働保険相談チャット』を公開しました

労働保険制度に関するお問い合わせに、チャットボット(※1)が自動で対応する対話形式のサービスを、下記の通り開始しております。
 厚生労働省ホームページから『労働保険相談チャット』にアクセスすることで、労働保険制度(※2)の知りたい情報を24時間365日(※3)、素早く、簡単に取得することが可能です。

※1:チャットボットとは、“チャット”と“ロボット”を組み合わせた言葉で、AI(人工知能)によりロボットが自動的に対話型のコミュニケーションを行うツールのことを指します。
 ※2:「年度更新関係」「電子申請関係」に加えて、今後、対象業務を順次追加する予定です。
 ※3:メンテナンス時間を除きます。

概要

チャットの入口

現在、以下のページ等に、チャットを起動するためのボタン(ボタン)を設置しております。

- 「労働保険相談チャット」ご利用案内
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/roudo_uhoken21/hoken_chatbot.html
- 労働保険の適用・徴収
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/index.html

お持ちのパソコン・スマートフォン・タブレットでページを開くと、画面右下にボタンが表示されます。

チャットの起動

下の通りボタンをクリックしていただくことで、チャット窓が立ち上がります。



ご利用方法

- 1. 同意事項**
冒頭の同意事項を確認された上で、「はい」を押して下さい。
- 2. 照会の進行**
案内に沿ったカテゴリ選択、またはフリー質問入力が可能です。
- 3. 回答確認・評価**
表示された回答をご確認ください。併せて評価もお願い致します。



お問い合わせ先
 厚生労働省 労働基準局 労働保険徴収課 業務係
 電話 03-5253-1111 (内線: 5163,5162)



中央労基協 Report 令和4年11月

11月は「過労死等防止啓発月間」です

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への啓発を目的に、各都道府県において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払残業の解消などに向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。



働き過ぎではありませんか?

11月「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施します!

労働基準監督官が相談をお受けします。無料 令和4年11月5日(土) 9時～17時
なくしましょう 長い残業

過重労働解消相談ダイヤル **0120-794-713**
※全国どこからでも利用できます(スマートフォンからも無料) 匿名でもOK

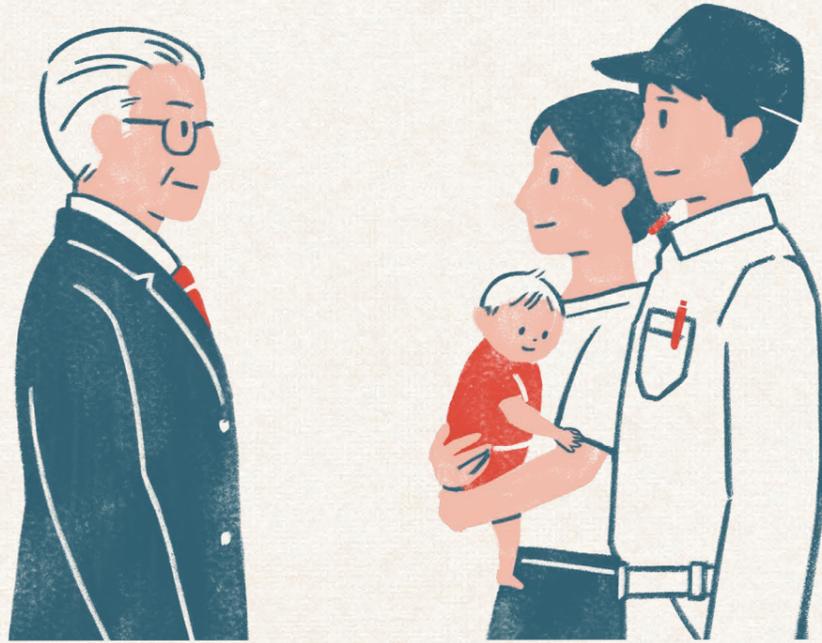
11月1日・2日・4日・5日は、過重労働相談受付集中期間です
都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください。

労働条件相談ほっとライン **0120-811-610**
(厚生労働省委託事業) 月～金 17:00～22:00 土・日・祝 9:00～21:00

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

発行所 公益社団法人 東京労働基準協会連合会(略称:(公社)東基連) 中央労働基準協会支部
 〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 TEL03-3263-5060 FAX 03-3263-6485 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

* 中央労働基準協会支部ホームページの会員専用パスワードは、「toukirenchuo」です



働くを守る。 暮らしを守る。

「いい職場」って何だろう。

働きやすさやアットホームな雰囲気。

従業員のやる気や笑顔。

などなどいろんな条件があるように思います。

でも忘れてはならない義務があります。

労働保険の成立手続です。

正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、

労働者を一人でも雇っていたら、

労働保険の成立手続を行う義務があります。

仕事中や通勤中の負傷、疾病から守る「労災保険」。

労働者の休業や失業生活から守る「雇用保険」。

労働保険は、その二つの総称です。

労働保険



電子申請なら24時間、365日いつでもOK! 口座振替納付も便利

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp>

労働保険



事業主の皆さまへ

「労働保険」とは、労災保険(労働者災害補償保険)と雇用保険の総称です。

このリーフレットで、貴事業場について労働保険の成立手続義務の有無などをご確認の上、

まずは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、

公共職業安定所(ハローワーク)へご相談ください。



成立手続義務のある事業場

次の事業場は、労働保険の成立手続が法律で義務づけられています。
(強制適用事業場)

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、
労働者を1人でも雇っている事業場は強制適用事業場であり、
成立手続を行う義務があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除かれています。※強制適用以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます(任意加入制度)。

労働者とは?

正社員、パート、アルバイトなどの
名称や雇用形態にかかわらず、
労働に対して賃金が支払われる者をいいます。

短時間労働者(パート、アルバイト等)について

労災保険は、短時間労働者を含む
全ての労働者が対象となります。
雇用保険は、労働時間等一定の要件を満たす場合は
短時間労働者も対象となります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き労災保険、雇用保険の対象となりません。

成立手続を怠っていると?



① 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。

労働局、労働基準監督署又はハローワークから指導を受けたにもかかわらず、労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遑って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料や追徴金を支払わない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

② 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。

事業主が、故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

③ 事業主の方のための助成金が受けられません。

雇用調整助成金(休業等によって雇用維持を図る事業主に助成)や、特定求職者雇用開発助成金(高齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成)などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない場合があります。

電子申請での手続、 口座振替納付が便利。

労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

詳しくは、厚生労働省ホームページで「労働保険料等の口座振替納付」と検索してください。電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続を行うことができます。